地縁による団体モデル規約（案）

　　　○○○自治会（又は町内会）規約

　（目的）

第１条　この会は、会員相互及び会内外の諸団体との協力・協調のもとに、　会員の教養を高め、福祉を増進し、地域生活環境の整備や防災等に努め、　又は行政との協議・協力を進めつつ住民のためのまちづくりを行うこと　を目的とする。

　（名称）

第２条　この会は、○○○自治会（又は町内会）と称する。（以下「会」と　いう。）

　（会員）

第３条　会は、次表の区域内に住所を有する者をもって構成する。

|  |
| --- |
| 区　　　　　　域　　　　　　表　　　　　　示 |
| 西都市大字○○○○番地から大字○○○○番地まで　〃　　　○○町○○丁目○○番地から○○町○○丁目○○番地まで　〃　　　○○町○○丁目○○番地から○○町○○丁目○○番地まで |

　（主たる事務所の所在地）

第４条　会の事務所は、西都市○○町○○丁目○○番地に置く。

　（事業）

第５条　会は、第１条の目的を達成するため、次の事業を行う。

　⑴　会員相互の親睦に関すること。

　⑵　専門部活動に関すること。

　⑶　会内外の各種団体との連絡調整に関すること。

　⑷　行政情報の活用及び行政との連絡協議に関すること。

　⑸　所有する資産又は受託した施設の管理及び運営に関すること。

　⑹　地域の将来計画の作成に関すること。

　⑺　その他会の目的達成に必要な事業

　（役員の種類）

第６条　会に次の役員を置く。

　⑴　会長　　　　　１名

　⑵　副会長　　　　○名

　⑶　書記　　　　　１名

　⑷　会計　　　　　１名

　⑸　監事　　　　　２名

　⑹　○○○　　　　○名

　⑺　○○○　　　　○名

　（役員の選任）

第７条　役員は、総会において会員の中から選任する。

２　監事と会長、及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

　（役員の任務分掌）

第８条　役員の任務分掌は、次のとおりとする。

　⑴　会長　　　会を代表し、会務を総括する。

　⑵　副会長　　会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行す　　　　　　　る。

　⑶　書記　　　会務を記録し、会の内外への連絡及び広報等を行う。

　⑷　会計　　　会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。

　⑸　監事　　　会の会計監査を行う。

　⑹　○○　　　○○○

　⑺　○○　　　○○○

　（役員の任期）

第９条　役員の任期は、○年とし、再任を妨げない。

　（会議の種類）

第10条　会の会議は、次のとおりとする。

　⑴　総会　　　会の最高議決機関であり、定時総会及び臨時総会とする。

　⑵　役員会　　監事を除く第６条の役員をもって構成する。

　⑶　○○○　　○○○

　（会議の招集等）

第11条　会議の招集等については、次のとおりとする。

　⑴　定時総会　　　年１回、会長が招集する。

　⑵　臨時総会　　　会員の３分の１以上の請求があったとき、又は役員　　　　　　　　　会において、総会開催の議決があったときに会長が招　　　　　　　　　集する。

　⑶　役員会　　　　必要に応じ、会長が招集する。

　⑷　○○○　　　　○○○

　（総会の権能）

第12条　総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要事項を議決する。

２　重要事項の中で急を要するものは、役員会で決議執行し、次の総会で　承認を受けなければならない。

　（会議の成立要件、議長及び議決）

第13条　会議は、構成員の２分の１以上の出席をもって成立する。ただし、やむを得ない事情で出席できない者は、委任状の提出により出席者の数に加えられる。また、あらかじめ通知された事項については、書面又は電磁的方法により表決することができる。

２　総会の議長は、会員の中から選出する。

３　会議における議決は、出席者の過半数（財産の処分に関する事項にあっては３分の２以上、規約の変更及び解散に関する事項にあっては４分の３以上）の賛成による。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

　（総会の議決権）

第14条　会員は、総会において各々１箇の表決権を有する。

２　次に掲げる事項以外の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の議決権は会員の所属する世帯の会員数分の１とする。この場合において、前条第１項の規定の適用については、同項中「構成員」とあるのは「構成世帯」とする。

　⑴　この規約の変更に関する事項

　⑵　本会の財産の処分に関する事項

　⑶　本会の解散に関する事項

　（会計年度）

第15条　会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

　（会の収入）

第16条　会の収入は、次のとおりとする。

　⑴　会費

　⑵　寄付金

　⑶　補助金

　⑷　その他

　（会費）

第17条　会の会費は、１世帯月額○○○円とする。

２　会員に特別の事情があるときは、会費を減免することができる。

　（支出）

第18条　支出は、総会で議決された予算に基づき、会の目的に沿って行う。

２　納入された会費は、理由のいかんにかかわらず払い戻さない。

　（資産の管理及び処分）

第19条　会の資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の議決により定める。

　（会計及び資産帳簿の整備）

第20条　会の収入、支出及び資産を明らかにするために、会計及び資産に関する帳簿を備える。

２　会員が、帳簿の閲覧を請求したときは、閲覧させなければならない。

　（会計監査と報告）

第21条　会計監査は、会計年度終了後に行い、総会に結果を報告する。

　（会への加入）

第22条　会に加入しようとする者は、班長を通して会長に届け出るものとする。

２　自治会（町内会）の区域に入居した者があったときは、会は、その者　にこの会の主旨を説明し、加入の案内をするものとする。

　（会からの脱退）

第23条　会員の脱退は、次の場合とする。

　⑴　会の区域内に住所を有しなくなったとき。

　⑵　本人の申出があったとき。

　（委任）

第24条　この規約に定めるもののほか、会の運営に関し必要な事項は、細則にて定める。

　　　附　則

　この規約は、○○年○○月○○日から施行する。